競争入札参加資格審査申請書変更届 提出書類一覧表

競争入札参加資格審査申請書の記載事項等に変更があったときは、速やかに届出てください。

		変更届	履歴事項全部証明書（写し可）	印鑑証明書（写し可）	使用印鑑届（原本）	委任状（原本）	誓約書（原本）	その他の必要書類
法人	商号又は名称	○	○	○	○	※	○	
	本店所在地	○	○	○	○	※	○	
	電話・FAX番号	○						
	代表者 代表者役職	○	○	○	○	※	○	
	受任者 受任者役職	○				○		
	受任者所在地	○				○		
	実印	○		○	○	※	○	
	使用印鑑（実印を使用する場合は不要）	○			○	※		
個人	屋号又は名称	○			○	※	○	
	本店所在地	○			○	※	○	
	電話・FAX番号	○						
	代表者	○		○	○	※	○	
	受任者 受任者役職	○				○		
	受任者所在地	○				○		
	実印	○		○	○	※	○	
	使用印鑑（実印を使用する場合は不要）	○			○	※		
共通	登録、許認可等	○						登録、許認可等の証明書

※ 支店等の委任先がある場合は必要。

注 建設工事の競争入札参加資格を有する場合で、経営事項審査又は建設業許可の更新があったときは、経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書や建設業許可通知書等を再提出してください。

業種等の追加、変更等については、営業種目区分表もしくはコンサルタント関係分類表から希望するものを選択し、その大分類と小分類の数字、アルファベット、文字を記入してください。

この一覧表に記載のない事項に変更が生じた場合(吸収合併等の企業組織再編、競争入札参加資格審査申請の取下げ等)は、川西町まちマネジメント課までお問い合わせください。

一般競争(指名競争)入札等参加資格審査申請書変更届(建設工事・物品・測量・建設コンサルタント)

令和　　年　　月　　日

入札参加資格審査資格　　年　　月　　日
受付年月日・受付番号　外・内　　－　　号

川西町長　　殿

郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　実印
電話番号
ＦＡＸ番号

下記のとおり変更がありましたので、届出します。

記

１.変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

２.変更事項に係る添付書類名

記載要領

１.登録されている資格の種類を、表題の(建設工事、物品、測量・建設コンサルタント)に○印を付すこと。

２.本様式に収まらない場合には、別紙等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

委　任　状

令和　　年　　月　　日

川西町長　　殿

委任者（本社）
所　在　地
商号又は名称
職名及び氏名　　実印

下記の者を代理者と相定め下記の権限を委任します。

１　受任者
住　　所

商号又は名称

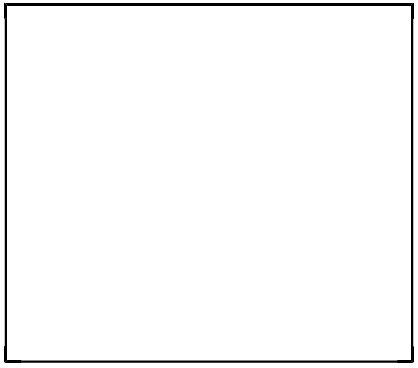
職名及び氏名

2　委任権限

上記申請区分における、
（1）入札及び見積に関すること。
（2）契約の締結に関すること。
（3）代金の請求及び受領に関すること。
（4）復代理人の選任に関すること。
（5）その他入札及び契約に関すること。

使　用　印　鑑　届

使 用 印



川西町との入札及び契約その他これらに関する一切の行為（復代理人の選任を含む。）について上記の印章を使用します。

年　　月　　日

住　所

名　称　　実印

暴力団排除に関する誓約書

年　　月　　日

川西町長　　殿

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　実印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、天理警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を川西町長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

１　自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれかにも該当する者ではありません。

⑴　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

⑵　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑶　暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

⑷　暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

⑸　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

⑹　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

⑺　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

⑻　暴力団員と密接な交友関係を有する者

２　１⑴から⑻までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。

３　下請契約者等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

４　自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、川西町長に報告し、警察に通報します。

営　業　種　目　区　分　表

物品の製造の請負、物品の販売

大　分　類		小　分　類		主な取扱品目・業務内容（例示）
1	印刷類	ア	一般・特殊印刷	活版（凸版）印刷、オフセット印刷、スクリーン印刷、コロタイプ印刷、製袋印刷、シール印刷、カーボン印刷、磁気印刷、けい引印刷、ナンバーリング印刷、立体印刷、用紙外印刷、シルク・スクリーン印刷、デジタルオフセット
		イ	軽印刷	タイプオフセット（ＰＴＯ）印刷
		ウ	フォーム印刷	フォーム印刷、ビジネスフォーム、記録紙、封入封緘、磁気フォーム、ＮＩＰ用紙、応用用紙
		エ	地図、航空写真	地図製作（原図作成及び印刷を含む。）、航空写真、地図出版物
		オ	複写	青写真、コピー、マイクロ写真
		カ	製本、点字図書製作	製本、表装、点字図書製作
2	オフィス用品、事務用品等	ア	用紙	和洋紙、感光紙、加工紙、封筒、再生紙、ＰＰＣ用紙、ファクシミリ紙
		イ	文具、事務用品	事務用品、筆記具、製図用品、紙製品、ファイル用品、電子文具
		ウ	印章	木印、ゴム印、日付印
		エ	カード類	磁気カード、ＩＣカード
		オ	事務機器	複写機、シュレッダー、軽印刷機、大型裁断機、紙折機、製本機、マイクロリーダー、ＯＨＰ、ファクシミリ
		カ	コンピュータ、周辺機器・用品	コンピュータ、周辺機器（サーバ、プリンタ、スキャナ等）、機器部品、ネットワーク機器、メディア、ＯＡサプライ（トナー等）
		キ	ソフトウェア	パッケージソフト、ソフトウェア
		ク	事務用調度品	事務机、椅子、金庫、ロッカー、移動棚、電話台、演台、ホワイトボード、パンフレットスタンド、パーテーション、展示用パネル、ベルトインポール、案内板、傘立
3	家具・遊具等	ア	家具	タンス、ベッド、応接セット、鏡台、食器戸棚
		イ	建具、室内装飾	窓ガラス、サッシ、シャッター、じゅうたん、カーテン、ブラインド、暗幕、どん帳、畳、ふすま、舞台用機器
		ウ	公園設備、遊具	遊具、ベンチ
		エ	美術品	書画、骨董
4	図書・教材類	ア	書籍	図書、雑誌、刊行物
		イ	教材用具	教材、理科実験器具、天体望遠鏡、実習器具、保育用教材、視聴覚教材機器、教材用映画フィルム、図書館用品
		ウ	楽器等	楽器、レコード、ＣＤ
		エ	標本	模型、標本、見本
		オ	運動用具、レジャー用品	運動器具、スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、おもちゃ、スポーツシューズ、スポーツバッグ

5	医療・理化学機器	ア	医療機器・器具	生態検査機器、検体検査機器、医療用機器、放射線関連機器、手術関係機器、調剤器具、歯科用機器・器具、ＡＥＤ
		イ	介護、福祉、リハビリ機器・器具	看護器具、医療用ベッド、車椅子、衛生用品（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）、紙おむつ、杖
		ウ	理化学・計測・測量機器	化学分析装置、試験検査機器、大気環境測定機器、顕微鏡、気象用機器、音響測定機器、実験台、計量器、測量機器
6	産業機器類	ア	一般工作産業機器	旋盤、プレス、ボール盤、溶接機、研削盤、ボイラー、ポンプ、クレーン、産業用ロボット、送風機、冷凍機、動力伝動装置、油圧・空圧機、自動車整備用機器
		イ	農林畜産機器	農機具（耕運機、トラクター等）、畜産用機器、林業用機器、製茶機、噴霧器、芝刈機
		ウ	土木建設機器	ブルドーザ、パワーショベル、杭打機、削岩機、ロードローラー、クレーン、ミキサー、ショベルローダー
7	その他機器類	ア	家庭用電気機械器具	家電製品、照明器具、電池、エアコン、テレビ
		イ	通信機器	電話交換機、電話機、無線機、電光掲示板、情報伝達表示装置、放送用機器、テレメータ装置、会議システム
		ウ	産業用電気機械、電気設備	発電機、モーター、変圧器、配電盤、屋外・舞台照明器具、空調設備、空気清浄機、電源装置、電源ユニット、冷却ファン、整流器、変換器
		エ	給排水設備、塵埃処理機器	水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、集塵装置、焼却炉、上下水処理設備用部品（ロール、プーリー、ろ布等）、水門開閉機、ポンプ
		オ	厨房機器	調理台、流し台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、業務用冷凍・冷蔵庫、風呂釜等浴槽関係、給湯関係機器
		カ	選挙用機器	投票箱、投票記載台、投票用紙計数機、投票用紙交付機
		キ	諸機器	ミシン、織機、自動販売機、自動券売機、両替機、コインロッカー、生ゴミ処理機、雨傘ふき取り器、自動給茶機、鳥害防除器具、業務用クリーニング器具、高圧洗浄機、ジェットタオル、電子錠、監視カメラ、噴霧消毒機、オゾン発生装置、水処理毒物検知機、駐車場管制装置、ビル集中監視装置、入退室管理装置
8	工事用材料等	ア	工事用資材・建材	アスファルトコンクリート、常温合材、乳剤、タール、ヒューム管、パイル、道路・下水道用製品、陶管、ブロック、砕石、砂利、玉石、栗石、一般用木材、一般用瓦、一般建築金物、塗料、生コンクリート、セメント、ガラス、仮設用材料
		イ	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、電線、弁、バルブ
		ウ	道路交通安全用品	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯、電照式標識、ガードレール、ポストコーン、デリネーター
		エ	処理施設用特殊部品	ごみ焼却施設・し尿処理施設関連部品
		オ	文化財用資材	寺社用木材、文化財家屋用木材、寺社用瓦、文化財家屋用瓦、飾り金物、寺社用材料、文化財家屋用材料
9	薬品類	ア	医薬品	人体用・動物用医薬品、ワクチン、血清
		イ	化学工業薬品	工業薬品、薬剤、水処理用薬剤、ろ過材、試薬
		ウ	防疫剤	除草剤、農薬、殺虫剤、殺鼠剤

10	エネルギー類	ア	石油製品	ガソリン、軽油、バイオエタノール、重油、灯油、潤滑油
		イ	電気	電気
		ウ	ガス類その他	酸素、高圧ガス（医療・理化学・工業用を含む。）、ＬＰガス、天然ガス、コークス、木炭
11	車両類	ア	自動車	自動車、消防自動車、起振車、バス、トラック
		イ	二輪車その他	バイク、自転車、運搬車、フォークリフト、ヘリコプター、ボート
		ウ	車両部品・用品	バッテリー、カー用品、タイヤ、タイヤチェーン、ヘリコプター部品、ボート部品
12	繊維皮革類	ア	被服類	ユニフォーム、事務服、作業服、防寒衣、作業帽、安全服、軍手、白衣、検診衣、調理衣、洋品（ネクタイ、帽子、靴下等）、服地
		イ	寝具	布団、毛布、敷布、ガーゼ寝巻
		ウ	靴、かばん	靴、作業靴、安全靴、運動靴、ゴム長靴、地下足袋、靴中敷、かばん
13	消防・防災・保安用品	ア	安全用具	ヘルメット、作業保安用品、雨具、ゴム手袋、腕章、土のう袋
		イ	警備用品	警棒、さすまた、防刃チョッキ、警備盾
		ウ	消防保安用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、火災報知機、消火器、化学消火薬剤
		エ	災害用備蓄品	非常食、災害時用毛布、ビニールシート、非常用簡易トイレ
14	その他の物品	ア	カメラ用品	カメラ、写真材料、フィルム、デジタルカメラ、三脚
		イ	食料品	食料品、食材、調味料、飲料、菓子、茶
		ウ	記章、記念品	バッジ、トロフィー、カップ、銀杯、ネームプレート、ワッペン、鑑札、記念品、贈答品（各種カタログ）
		エ	看板、旗	木製・金属製・非金属製看板、掲示板、表示板、懸垂幕、のぼり、旗、ネオンサイン、電照式看板
		オ	日用雑貨	金物、荒物、ガラス製品、陶磁器、漆器、清掃用具、せっけん洗剤、ガス・石油器具、農具、草刈機、コンテナ、脚立、台車、ティッシュ、作業用品、電動工具、大工道具、線香、ろうそく
		カ	造園資材	種苗、樹木、芝、肥料、造園石材、造園用品
		キ	車両番号標	車両番号標（ナンバープレート）、原動機付自転車番号標
		ク	ゴミ袋	町指定ゴミ袋の製造
		ケ	簡易建物	プレハブ、ユニットハウス、仮設トイレ
		コ	その他用品	ダンボール箱、舞台道具、動物、リサイクル品

役務の提供

大　分　類		小　分　類		主な取扱品目・業務内容（例示）
15	賃貸業務	ア	ＯＡ機器賃貸	パソコン賃貸、複写機賃貸
		イ	車両賃貸	自動車賃貸、建設機械賃貸
		ウ	その他の賃貸	仮設ハウス・トイレ賃貸、植木賃貸、モップ、マット
16	不用品買受	ア	紙くず等買受	紙くず買受、繊維くず買受
		イ	その他の買受	鉄・非鉄金属くず買受、遺失物買受
17	建物等管理	ア	床清掃	床の掃き掃除、絨毯清掃、ワックスがけ
		イ	ガラス清掃	サッシ清掃、ガラス清掃、ブラインド清掃
17	建物等管理	ウ	ハウスクリーニング	壁紙・椅子・ソファ等のクリーニング
		エ	貯水槽清掃	貯水槽清掃、高架水槽清掃
		オ	浄化槽保守点検	浄化槽の清掃及び保守、汚水処理等の清掃及び保守
		カ	ボイラー保守点検	ボイラー・煙突等の清掃及び保守点検
		キ	電気・空調給排水等設備保守	電気設備・空気調和ダクト・冷暖房設備・冷凍機・給排水設備等の清掃、保守及び維持管理
		ク	電気保安業務	電気保安業務
		ケ	エレベーター等保守	エレベーター・エスカレーター・自動ドアの保守点検
		コ	消防設備保守点検	消防設備・消火設備の保守及び維持管理
		サ	通信設備保守	電話交換機、無線機等の保守及び維持管理
		シ	警備、受付等	人的警備、受付、宿日直、電話交換、エレベーター運転等
		ス	機械警備	機械警備
		セ	道路・公園清掃	道路・公園等の清掃、除草、草刈、浚渫（泥上げ）
		ソ	害虫駆除	害虫・ねずみ駆除、シロアリ防除、鳥害防除
		タ	空気環境測定	空気環境測定、煤煙測定、騒音測定
		チ	上下水道施設保守	上水道施設保守管理、下水道施設保守管理、上下水道施設清掃、管内テレビカメラ調査、給水施設保全管理（プール等）
		ツ	機械器具等保守点検整備	ごみ焼却・破砕施設設備維持管理、し尿処理施設整備維持管理、地下重油タンク及び埋設配管の漏洩検査、重油等タンク清掃、公害防止プラント保守、外壁洗浄
18	電算業務	ア	システム開発	システム開発、ソフトウェア開発、情報処理コンサルティング
		イ	入力データ作成	入力データ作成、ホームページ作成、データ入力
19	検査・分析・調査業務	ア	臨床検査・分析	臨床検査、健康診断
		イ	調査分析	環境アセスメント、市場調査、交通量調査、漏水調査
		ウ	計画策定等コンサルタント	基本構想・基本計画策定、都市・地域計画策定、地域防災計画策定
		エ	文化財調査	文化財調査関連業務
		オ	その他の検査	食品検査、大気・水質検査、作業環境測定、計量、ダイオキシン類濃度測定、建物飲料水水質検査、アスベスト分析、シックハウス・シックスクール測定

20	広告・イベント業務	ア	催物の企画・運営	催物の企画・運営、会場設営
		イ	広告の企画・運営	広告の企画、デザイン、車内広告、新聞折込み
		ウ	映像制作	映画制作、ビデオ制作、ＤＶＤ制作、スライド制作
21	廃棄物収集・運搬・処分	ア	一般廃棄物収集・運搬	一般廃棄物収集・運搬
		イ	一般廃棄物処分	一般廃棄物処分
		ウ	産業廃棄物収集・運搬	産業廃棄物収集・運搬
		エ	産業廃棄物処分	産業廃棄物処分
		オ	特別管理産業廃棄物収集・運搬	特別管理産業廃棄物収集・運搬
		カ	特別管理産業廃棄物処分	特別管理産業廃棄物処分
22	その他の役務	ア	給食調理業務	給食調理業務
		イ	配達・運搬業務	運搬請負等、引越し、特定信書便事業
		ウ	旅行業	旅行業、旅行代理業
		エ	研修、人材派遣	研修業務、講師派遣、人材派遣、翻訳、通訳、外国語指導
22	その他の役務	オ	舞台設備管理	舞台設営、舞台設備保守点検、舞台操作・管理
		カ	速記、会議録作成	速記、テープ起こし、会議録作成
		キ	検針開閉栓業務	水道メーター検針、開栓、閉栓
		ク	監査	監査法人、マネージメントシステム審査
		ケ	車両等整備	自動車整備、車両・船舶・航空機整備
		コ	保険	自賠責保険、火災保険
		サ	遺品整理	遺品整理、特殊清掃
		シ	公園遊具点検	公園遊具の点検
		ス	その他の役務	スポーツ施設管理、機器保守点検修理、通信サービス、料金収受代行、クレジット決済代行、気象予報サービス、防災情報の提供・配信、インターネットプロバイダー

注　この区分表は、入札参加資格審査申請時に取引希望種目を記載する参考として分類しているものであって、申請書に記載した営業種目についての発注等を保証するものではありません。

コンサルタント関係分類表

大分類	中分類							
A.測量	1.測量一般	2.航空測量	3.地図調整	4.ＧＩＳ				
B.建築関係コンサルタント	1.建築設計	2.設備設計	3.耐震診断	4.工事監理（建築）	５.工事監理（電気）	６.工事監理（機械）		
C.建設コンサルタント	1.河川、砂防及び海岸・海洋	2.電力土木	3.道路	4.鉄道	5.上水道及び工業用水道	6.下水道	7.農業土木	8.森林土木
	9.水産土木	10.造園	11.都市計画及び地方計画	12.地質	13.土質及び基礎	14.鋼構造及びコンクリート	15.トンネル	16.施工計画・施工設備及び積算
	17.建設環境	18.機械	19.電気電子	20.廃棄物	21.建設情報調査等			
D.地質調査	1.地質調査							
E.補償関係コンサルタント	1.土地調査	2.土地評価	3.物件	4.機械工作物	5.営業補償・特殊補償	6.事業損失	7.補償関連	8.総合補償
F.不動産鑑定	1.不動産鑑定							

・「測量」における「測量一般」「航空測量」「地図の調整」については、測量法第55の5の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。また委任先がある場合、委任先が測量士を配置されている営業所でなければ希望することはできません。

・「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」については、建築士法第23条の3の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が建築士事務所登録を受けていなければ希望することはできません。

・「建築関係建設コンサルタント業務」における「工事監理（建築）」「工事監理（電気）」「工事監理（機械）」については、自社の設計した事案以外の工事監理業務について希望する場合に記載してください。

・「建設コンサルタント」については、建設コンサルタント登録規程第5条に規定により、登録された部門でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が現況報告書上の営業所として記載されていなければ希望することはできません。

・「地質調査」については、地質調査業者登録規程第5条の規定により、登録された者でなければ希望することはできません、また、委任先がある場合、委任先が現況報告書上の営業所として記載されていなければ希望することはできません。

・「補償関係コンサルタント業務」における「補償関係コンサルタント」については、補償コンサルタント登録規程第5条の規定により、登録された部門でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が現況報告書上の営業所として記載されていなければ希望することはできません。

・「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」については、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定により、登録された者でなければ希望することはできません。また、委任先がある場合、委任先が不動産鑑定士を配置されている事務所でなければ希望することはできません。